

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

規則

○福島県文書等管理規則の一部を改正する規則	二	○福島県職員研修規程の一部を改正する訓令	二
○福島県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則	一	○職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令	二
○福島県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則	一	○福島県職員服務規程の一部を改正する訓令	三
○福島県景観審議会規則の一部を改正する規則	二	○特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令	四
○福島県環境影響評価審査会規則の一部を改正する規則	二	○職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令	四
○福島県公害審査会規則の一部を改正する規則	二	○福島県公文例規程の一部を改正する訓令	六
○福島県統計事務取扱規程の一部を改正する訓令	六	○福島県水資源対策規程の一部を改正する訓令	六
		○福島県統計事務取扱規程の一部を改正する訓令	六

規則

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則、福島県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則、福島県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則、福島県景観審議会規則の一部を改正する規則、福島県環境影響評価審査会規則の一部を改正する規則及び福島県公害審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

福島県規則第十九号

福島県知事 佐藤 雄平

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県文書等管理規則(平成十二年福島県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「文化スポーツ局」を「避難地域復興局、文化スポーツ局」に改め、同条第八号中「部次長(環境保全担当)」の下に、「部次長(原子力損害対策担当)」を加える。

第五条第五項中「広報課」の下に、「避難地域復興局」を加え、同号エ中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第十九条の二中「文書管理システム」の下に「又は総合行政ネットワーク(地方公共団体の組織内情報通信ネットワークを相互に接続した広域的な情報通信ネットワーク)を加える。」の電磁的記録を電気通信回線を通じて送信するシステムを加える。

別表第一企画調整部の項中「情報統計総室(情)」を「情報統計総室(情) 避難地域復興局(避)」に改め、同表生活環境部の項中「環境保全総室(環保)」を「環境保全総室(環保) 原子力損害対策総室(原)」に改める。

別表第二農林水産部の項中「福島県水産試験場相馬支場(水試相)」を「福島県水産試験場相馬支場(水試相)」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第十九条の二の改正規定は、平成二十四年三月二十六日から施行する。(文書法務課)

福島県規則第二十号

福島県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則

福島県男女共同参画審議会規則(平成十四年福島県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第六条中「生活環境部生活環境総室人権男女共生課」を「生活環境部生活環境総室青年・男女共生課」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(人権男女共生課)

福島県規則第二十一号

福島県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則

福島県青少年健全育成審議会規則(昭和五十三年福島県規則第五十号)の一部を次の

ように改正する。
第五条中「生活環境部生活環境総室人権男女共生課青少年育成室」を「生活環境部生活環境総室青少年・男女共生課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
(人権男女共生課青少年育成室)

福島県規則第二十二号

福島県景観審議会規則の一部を改正する規則

福島県景観審議会規則(平成十年福島県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中「生活環境部環境共生総室環境共生課環境評価景観室」を「生活環境部環境共生総室自然保護課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(環境共生課環境評価景観室)

福島県規則第二十三号

福島県環境影響評価審査会規則の一部を改正する規則

福島県環境影響評価審査会規則(平成十年福島県規則第一百一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「生活環境部環境共生総室環境共生課環境評価景観室」を「生活環境部環境共生総室環境共生課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(環境共生課環境評価景観室)

福島県規則第二十四号

福島県公害審査会規則の一部を改正する規則

福島県公害審査会規則(昭和四十六年福島県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第八条中「生活環境部環境保全総室水・大気環境課」を「生活環境部環境共生総室水・大気環境課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(水・大気環境課)

訓 令

福島県訓令第一号

福島県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十四年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県職員研修規程の一部を改正する訓令

福島県職員研修規程(昭和五十五年福島県訓令第六号)の一部を次のように改正する。

別表知事の項中

文化スポーツ局長

行政組織規則第七条第二項に規定する文化スポーツ局に所属するその他の職員

を

に改め、「環境回復

避難地域復興局長	行政組織規則第七条第二項に規定する避難地域復興局に所属するその他の職員
文化スポーツ局長	行政組織規則第七条第二項に規定する文化スポーツ局に所属するその他の職員

推進監」の下に「再生可能エネルギー産業推進監」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(職員研修課)

福島県訓令第二号

本庁機関
出先機関
労働委員会事務局
職員職の格付に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十四年三月二十三日

5 育児休業の承認(期間の延長)についての所属長の意見	年 月 日	所属長 氏名(記名押)
-----------------------------	-------	-------------

4 育児休業を必要とする特別の事情等	氏名	
	育児休業の期間	年 年
5 配偶者	氏名	
6 育児休業の承認(期間の延長)についての所属長の意見	年 月 日	所属長 氏名(記名)

印又は署名)	
月 日から	
月 日まで	
押印又は署名)	

び生年月日を証明する書類(戸籍抄本、医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書又は官公署が発行する出生届受理証明書等)」「ひ」「延長及びび」「や」「延長、」「ひひひひ」「同一職員」の次に「又は非常勤職員」を加え、「場合」

に改め、「同様式備考」中「戸籍抄本」や「氏名、請求者との続柄及

の次に「及び非常勤職員が当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い再度の育児休業を請求する場合」を加え、「同様式備考」次のように加える。

- 子の出生前に請求する場合は、「育児休業の請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
 - 非常勤職員が当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い再度の育児休業をしようとする場合は、所属、職、氏名及び「育児休業の請求期間」欄のみを記入すること。
 - 「配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月に達するまでの子の育児休業又は1歳6か月に達するまでの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- 附 則
- この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。
 - この訓令の施行の際現に提出されている改正前の福島県職員服務規程第十七号様式による育児休業(期間延長)承認請求書は、改正後の福島県職員服務規程第十七号様式による育児休業(期間延長)請求書とみなす。

(人事課)

福島県訓令第4号

本庁 機関
出先 機関

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程(平成十年福島県訓令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「同一課不法投棄対策室の室長の職にある者」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(人事課)

福島県訓令第5号

本庁 機関
出先 機関

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月二十三日

究所の項を削り、同表港湾建設事務所の項中 クレーン作業用 保護帽 を「湾岸護

岸巡視用 防寒服」に改め、同表各出先機関の項中「原動機付自転車乗車用 乗車用ヘルメット」を「原動機付自転車乗車用 乗車用ヘルメット」を「災害対策用 安全ぐつ」を「災害対策用 安全ぐつ」に改める。

つ」を「災害対策用 安全ぐつ」に改める。 保護帽 出先機関

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(職員業務課)

福島県訓令第六号

本庁機関 出先機関

福島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十四年三月二十三日

福島県公印規程の一部を改正する訓令

福島県公印規程(昭和三十一年福島県訓令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中 「福島県環境回復推進監」を「福島県環境回復推進監」に改める。

保全総室除染対策課長 福島県再生可能エネルギー産業推進監 17の6 同 生活環境部環境

境保全総室除染対策課長 福島県再生可能エネルギー産業推進監 17の7 同 生活環境部環境

業振興総室産業創出課長 に改める。 17の6 同 生活環境部環境

第十条中「、市町村復興支援担当理事」を削り、「子育て支援担当理事」の下に、「避難地域復興局長」を、「環境回復推進監」の下に、「再生可能エネルギー産業推進監」を加える。

別表第一中 「福島県環境回復推進監」を「福島県環境回復推進監」に改める。

17の6 「福島県環境回復推進監」を「福島県環境回復推進監」に改める。

17の7 「福島県再生可能エネルギー産業推進監」を「福島県再生可能エネルギー産業推進監」に改める。

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

福島県訓令第七号

本庁機関 出先機関

福島県公文例規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十四年三月二十三日

福島県公文例規程の一部を改正する訓令

福島県公文例規程(昭和三十五年福島県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表中 「安全管理監」を「安全管理監」に、「子育て支援担当理事」を「安全管理監」に、「子育て支援担当理事」を「安全管理監」に改め、同表備考一中「環境回復推進監」の下に「、再生可能エネルギー産業推進監」を加える。

「、再生可能エネルギー産業推進監」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(文書法務課)

福島県訓令第八号

本庁機関

福島県水資源対策規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十四年三月二十三日

福島県水資源対策規程の一部を改正する訓令

福島県水資源対策規程(昭和四十七年福島県訓令第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二生活環境部の項中「環境共生総室環境共生課環境評価景観室長」を「環境共生総室環境共生課長」に、「環境保全総室水・大気環境課長」を「環境共生総室水・大気環境課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(土地・水調整課)

福島県訓令第九号

本庁機関

福島県統計事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十四年三月二十三日

福島県知事 佐藤雄平

福島県統計事務取扱規程の一部を改正する訓令
福島県統計事務取扱規程（昭和三十三年福島県訓令第二十五号）の一部を次のように改正する

受訓先中「本 庁」を「本 庁 機 関」に改める。

第三条の見出し中「統計分析課長」を「統計課長」に改め、同条中「企画調整部情報統計総室統計分析課長（以下「統計課長」）を「企画調整部情報統計総室統計課長（以下「統計課長」）に改める。

第四条及び第五条中「統計分析課長」を「統計課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、受訓先の改正規定は、平成二十四年三月二十三日から施行する。

（統計分析課）